

## 1. 納税期限の延長

### ❖ 2022 年度の付加価値税、法人税、個人所得税及び土地賃貸料の納付期限の延長

付加価値税、法人税、個人所得税及び土地賃貸料の納付期限の延長の案内について、2022 年 5 月 28 日政府は政令・第 34/2022/ND-CP 号を発行しました。

適用対象：納税者、税務管理機関、税務管理職員、行政官、関係があるその他の組織、個人、詳細は以下の通りです。

#### 1.1 付加価値税

2022 年 3 月から 2022 年 8 月まで（月次で付加価値税を申告する場合）及び 2022 年第 1 四半期、第 2 四半期（四半期で付加価値税を申告する場合）の課税期間に発生する付加価値税の納付が延長されます。延長期間は規定による付加価値税の納税期限の終了時点から計算されます。詳細は以下の通りです。

- 2022 年 3 月 から 5 月まで及び 2022 年第 1 四半期の付加価値税額：延長期間は 6 ヶ月です。
- 2022 年 6 月及び 2022 年第 2 四半期の付加価値税額：延長期間は 5 ヶ月です。
- 2022 年 7 月の付加価値税額：延長期間は 4 ヶ月です。
- 2022 年 8 月の付加価値税額：延長期間は 3 ヶ月です。

#### 1.2 法人税

2022 年第 1 四半期、第 2 四半期の仮に納税する法人税に対する納税期限を延長します。

延長期間は税務管理に関する法律規定により、法人税の納付期限の終了時点から 3 ヶ月になります。

#### 1.3 個人所得税

適用対象：本政令の第 3 条 1, 2, 3 項に言及される経済分野で活動する事業世帯、個人事業

延長期間：遅くとも 2022 年 12 月 30 日です。

#### 1.4 土地賃貸料

2022 年に納付しなければならない発生した土地賃貸料の 50% に対して、土地賃貸料の納付期限を延長します。

延長期間は 6 ヶ月であり、2022 年 5 月 31 日から 2022 年 11 月 30 日までです。

## 2. 特別消費税

### ❖ 国内で組み立てもしくは製造された車に対する特別消費税の納付期限の延長

特別消費税の納付期限の延長について、2022 年 5 月 21 日付、政府の政令・第 32/2022/ND-CP 号は以下のように案内しています。

適用対象：国内で車を製造、組み立てをする企業、税務機関、その他の関係がある組織、個人。

延長期間は税務管理に関する法律の規定により、特別消費税の納付期限の終了時点からです。詳細は以下の通りです。

2022 年 6 月～2022 年 9 月の特別消費税額：延長期間は 2022 年 11 月 20 日までです。

## 3. その他

### ❖ 税関総局のオフィシャルレター 第 1400/TCHQ-TXNK 号は国内企業が輸出加工企業から輸出用の加工、製造活動の為に再輸出する為の一時的な輸入の形式で借りた商品に対する税務処理について案内しました。詳細は以下のようになります。

- **税関手続き**：輸出加工企業は一時的な輸出申告書を作成し、国内企業は一時的な輸入の申告書を作成します。賃貸契約書が終了した後、国内企業は再輸出手続きを実施し、輸出加工企業は再輸入手続きを実施します。

- **借りた商品の輸入税について**：輸入税、輸出税法・第 107/2016/QH12 号の第 16 条 9 項 a 号の規定により、輸入税の免税には

なりません。国内企業は一時的な輸入の時に輸入税を申告し、納税しなければなりません。又、輸入税、輸出税法・第107/2016/QH13号の第19条1項d号の規定により、これは借りるケースなので再輸出の際に納付した輸入税を還付できるケースに属しません。借りた商品に対する輸入税の課税価額は財務省の通達・第60/2019/TT-BTC号の第1条9項の規定により実施します。

- **再輸出の為の一時的な輸入の形式で借りた商品に対する付加価値税**

付加価値税の課税対象に属しません。しかし、賃貸期間が終了したものの、国内企業が再輸出をしなく、使い続ける場合、2018年4月20日の政府の政令・第59/2018/NĐ-CP号の第1条12項により、賃貸期間が終了した直後に国内企業は新しい税関申告書に付加価値税及び輸入税を申告し、納税しなければなりません。

使用中に借りた商品が破損したので再輸出できなく、破棄する必要があった場合、法律の規定により、破棄手続きを実施した場合、国内企業はこれらの借りた商品に対する付加価値税を申告し、納税する必要はありません。

#### 4. 労務

❖ **2022年5月4日のオフィシャルレター・第1147/BHXH-TST号は社会保険、医療保険の加入を登録する時に公民カード、個人識別コードの情報を追加に申告することについての規定**

**新加入書類、医療保険カードの使用期間の延長に対して：**フォーム D02-LT、フォーム D03-TS もしくはフォーム D05-TS に集約する為に会社は加入者にフォーム TK1-TS に個人識別コードもしくは公民カードの番号を申告することを要求します。

**社会保険、医療保険に加入している労働者：**社会保険、医療保険の加入情報の修正、社会保険制度の解決、社会保険帳の再発行、社会保険帳上の情報の修正が発生する場合、管理ユニットは修正もしくは追加（あれば）の為、加入者にフォーム TK1-TS に個人識別コードもしくは公民カードの申告を要求します。

**社会保険を留保している人に対して：**社会保険の加入情報の修正、社会保険制度の解決、社会保険帳の再発行、社会保険帳上の情報の修正が発生する場合、加入者は修正もしくは追加（あれば）の為、フォーム TK1-TS に個人識別コードもしくは公民カードを申告し、社会保険機関に直接、提出します。

個人識別コード/公民カードをまだ持っていない場合、加入者は個人識別コードの通知書の発給を受ける為、居住を登記している村レベルの公安に連絡、もしくは居住管理公共サービスポータル (<https://dichvucong.dancuquocgia.gov.vn/>)にて、個人識別コードをインターネットで調べることができます。

**お問合せ：**

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第 1 区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、6 階、603 室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

[tran.mai.tuong.vy@kmc.vn](mailto:tran.mai.tuong.vy@kmc.vn)

Nguyen Van Mui

[nguyen.van.mui@kmc.vn](mailto:nguyen.van.mui@kmc.vn)

(日本語)

Le Quoc Duy

[le.quoc.duy@kmc.vn](mailto:le.quoc.duy@kmc.vn)

Nguyen Thi Thao Uyen

[nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn](mailto:nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn)

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。